

耐震改修工事等の補助制度が拡充されました！！

① 耐震診断士派遣【拡充】

- 対象住宅 旧耐震基準（昭和56年5月以前に建築）の木造戸建て住宅（2階建て以下）
- 自己負担額 ・高齢者のみ世帯・障がい者等居住世帯 **無料**
・上記以外の世帯 **5千円（延べ面積280㎡未満）**【改正前：1万円】

② 耐震設計助成【拡充】

- 対象住宅 ①の耐震診断の結果、**倒壊する可能性がある（構造評点1.0未満）**と診断された住宅【改正前：構造評点0.7未満】
- 補助額 設計費の1/2（上限10万円）

③ 耐震改修工事助成【拡充】

- 対象工事 ②の耐震設計に基づき行う耐震改修工事
- 補助額 ・**高齢者のみ世帯・障がい者等居住世帯**【改正前：所得税非課税世帯等】
対象工事費の1/2（上限**100万円**）【改正前：上限75万円】
・上記以外の世帯
対象工事費の**1/2**（上限**80万円**）【改正前：補助率1/3、上限55万円】

④ 段階的耐震改修工事助成【新規】

- 対象住宅 ②の耐震設計に基づき段階的に耐震改修工事を行う住宅
- 対象工事（段階的耐震改修工事）
[1]第1段階：1階のみを倒壊しないレベルまで改修（1階の構造評点1.0以上）
又は 全体を倒壊の可能性が低いレベルまで改修（住宅全体の構造評点0.7以上）
[2]第2段階：全体を倒壊しないレベルまで改修（住宅全体の構造評点1.0以上）
- 補助額 ・高齢者のみ世帯・障がい者等居住世帯
[1]対象工事費の1/2（上限55万円）+[2]工事費の1/2（上限45万円）
・上記以外の世帯
[1]対象工事費の1/2（上限45万円）+[2]工事費の1/2（上限35万円）

⑤ 耐震改修等促進リフォーム助成【新規】

- 対象工事 ③耐震改修工事・④段階的耐震改修工事・⑦耐震シェルター等設置工事（いずれかの工事が必須）に併せて行う（同時に行う）その他のリフォーム工事
- 補助額 **対象工事費の1/2（上限20万円）**

⑥ 建替え耐震化助成【新規】

- 対象工事 ①の耐震診断の結果、倒壊する可能性がある（構造評点1.0未満）と診断された住宅を建替える工事
- 補助額 ・高齢者のみ世帯・障がい者等居住世帯 **対象工事費の1/10（上限100万円）**
・上記以外の世帯 **対象工事費の1/10（上限80万円）**

⑦ 耐震シェルター・防災ベッド設置助成【拡充】

- 対象住宅 ①の耐震診断の結果、**倒壊する可能性がある（構造評点1.0未満）**と診断された住宅【改正前：構造評点0.7未満】
- 対象世帯 高齢者のみ世帯・障がい者等が居住する世帯
- 補助額 工事費の1/2（上限30万円）



上記制度の詳細に関するお問い合わせは
新潟市 建築部 建築行政課 ☎025-226-2841(直通)
HP 新潟市ホームページ内で で